

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月5日

【事業年度】 第81期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 電気興業株式会社

【英訳名】 DENKI KOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 進 藤 秀 一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【電話番号】 03-3216-1671(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 小 山 猛

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【電話番号】 03-3216-1671(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 小 山 猛

【縦覧に供する場所】 電気興業株式会社大阪支店  
(吹田市豊津町2番30号)

電気興業株式会社名古屋支店  
(名古屋市東区東桜一丁目4番13号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第81期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加記載を要する事項がありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～ (8) <略>

(9)、(10)、(11) 記載なし

（訂正後）

(1) ～ (8) <略>

(9)取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、法令の限度において、損害賠償責任を免除することができる旨を定款で定めております。

(10)中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(11)株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

以 上